(下線の部分は改正部分)

改正後	改正前
ワクチン(シードロット製剤)の部	ワクチン(シードロット製剤)の部
豚サーコウイルス (2型・組換え型) 感染症 (カルボキシビニルポリマー アジュバント加) 不活化ワクチン (シード)	豚サーコウイルス (2型・組換え型) 感染症 (カルボキシビニルポリマー アジュバント加) 不活化ワクチン (シード)
1・2 (略)	1・2 (略)
3 試験法	3 試験法
3.1 製造用株の試験	3.1 製造用株の試験
3.1.1 マスターシードウイルスの試験	3.1.1 マスターシードウイルスの試験
3.1.1.1~3.1.1.3 (略)	3.1.1.1~3.1.1.3 (略)
3.1.1.4 外来性ウイルス否定試験法	3.1.1.4 外来性ウイルス否定試験法
3.1.1.4.1 (略)	3.1.1.4.1 (略)
3.1.1.4.2 特定ウイルス否定試験	3.1.1.4.2 特定ウイルス否定試験
3. 1. 1. 4. 2. 1 (略)	3.1.1.4.2.1 (略)
3.1.1.4.2.2 個別ウイルス否定試験	3.1.1.4.2.2 個別ウイルス否定試験
豚熱ウイルス、豚サーコウイルス、 <u>牛ウイルス性下痢-粘膜病ウイルス</u> 、ロタウイ	豚熱ウイルス、豚サーコウイルス、 <u>牛ウイルス性下痢-粘膜病ウイルス</u> 、ロタウイ
ルス、日本脳炎ウイルス及び狂犬病ウイルスについて、一般試験法の外来性ウイルス	ルス、日本脳炎ウイルス及び狂犬病ウイルスについて、一般試験法の外来性ウイルス
否定試験法の1.1、3.2.3、3.2.4、3.2.5、3.2.7及び3.2.9を準用して試験するとき、	否定試験法の1.1、3.2.3、3.2.4、3.2.5、3.2.7及び3.2.9を準用して試験するとき、
適合しなければならない。ただし、農林水産大臣が特に認めた場合には、その試験法	適合しなければならない。ただし、農林水産大臣が特に認めた場合には、その試験法
とする。	とする。
3.1.1.5 (略)	3.1.1.5 (略)
3.1.2 · 3.1.3 (略)	3.1.2 • 3.1.3 (略)
3.2 株化細胞の試験	3.2 株化細胞の試験
3.2.1 マスターセルシードの試験	3.2.1 マスターセルシードの試験
3. 2. 1. 1~3. 2. 1. 4 (略)	3. 2. 1. 1~3. 2. 1. 4 (略)
3.2.1.5 外来性ウイルス否定試験法	3.2.1.5 外来性ウイルス否定試験法
3. 2. 1. 5. 1 (略)	3. 2. 1. 5. 1 (略)
3.2.1.5.2 特定ウイルス否定試験	3.2.1.5.2 特定ウイルス否定試験

3. 2. 1. 5. 2. 1 (略)

3.2.1.5.2.2 個別ウイルス否定試験

豚熱ウイルス、豚サーコウイルス、<u>牛ウイルス性下痢ー粘膜病ウイルス</u>、ロタウイルス、日本脳炎ウイルス及び狂犬病ウイルスについて、一般試験法の外来性ウイルス 否定試験法の1.2、3.2.3、3.2.4、3.2.5、3.2.7及び3.2.9を準用して試験するとき、適合しなければならない。ただし、農林水産大臣が特に認めた場合には、その試験法とする。

3. 2. 1. 6 • 3. 2. 1. 7 (略)

(略)

3.2.1.5.2.1 (略)

3.2.1.5.2.2 個別ウイルス否定試験

豚熱ウイルス、豚サーコウイルス、<u>牛ウイルス性下痢-粘膜病ウイルス</u>、ロタウイルス、日本脳炎ウイルス及び狂犬病ウイルスについて、一般試験法の外来性ウイルス否定試験法の1.2、3.2.3、3.2.4、3.2.5、3.2.7及び3.2.9を準用して試験するとき、適合しなければならない。ただし、農林水産大臣が特に認めた場合には、その試験法とする。

3. 2. 1. 6 • 3. 2. 1. 7 (略)

(略)